

# 「ワケあり」人生の相続対策 累積大作戦

80代の父に愛人と婚外子が!

責言

相続のトラブルは、家族の数だけあると言われる。身内ならではの悪いも絶むだけに、なかなか厄介だ。そこで、とりわけケアリの人の相続事例を取り上げ、専門家からアドバイスをもらった。“家族、から学ぶ防脚法とは…。

50代のニート夫婦に親は財産のほとんどを…



物欲しげな姫たちよりNPOに残したい

## 「大作戦



もいい

それでも、弟かわいさには母親がこの遺言をアドバイシングした場合、Aさんは弟に対して遺贈分(母親の遺産の4分の1まで)を請求できる。Aさんは1億3千万円のうち、3250万円を受け取る権利があるわけだ。

ただし、「こうしたケイスでは、弟がAさんの遺贈分を減らすために母親の財産を隠匿すること

間東在住のシンブル女性Bさん(70代)は、10年前から自立型の老人ホームに入居し、友人との旅行を楽しんだりして気ままなセカンドライフを送ってきた。しかし、3年前に年子の姫が亡くなり、自身の終活を意識するようになったと話す。

Bさんは不老を過ぎたところから一生結婚しないだろうと思つうようになり、

があるので注意が必要です」(橋さん)。

仮に今後、母親が認知症や要介護状態になつたとしても、これだけの財産があるので、介護費用は当然、母の預貯金で賄つべき。さらに、弟に「財産隠し」をされないよう、多少コストがかかつても母親に対して成年後見制度を利用したほうがいいかもしません」(同)。

## 全額寄付したらおひとりさま女性

死ぬまで誰にも迷惑はかけたくないなど、60歳まで公務員として働きながら相手のお金をしてきた。両親はどうの昔に亡くなり、身内といえば姫の下どもである姫の2人だけ。ただ、姫たちとは交流がなく、姉の葬儀で顔を合わせたのは、実に20年ぶりだった。

母にもかかわらず、「叔母さんの荷物、高そう。

要らなくなつたら直販

といった姫の不景物售上には感心した。しかも、上の姫からはその後、マルチ商法の化粧品を買つてほしいという電話が何度もかかってきて開口している。

Bさんの年金は月額20万円、銀行口座には6千円を超える預金がある。しかし、身勝手で財物を残す気には到底ならない。公務員時代から途上国の人々を支援する特定非営利活動(NPO)法人に寄付を続けており、自分の死後にお金が残つたら、姫たちではなくそのNPO法人に渡したいと考えている。

遺産を付するには大きく二つの方法がある。もう一つが遺言によらず、相続人が故人の遺志に基づいて寄付する方法だ。二つの方法は、このケイ

スだと相続人である姫

中年二トの弟を溺愛する度親が財産のほとんどを弟に残そうとしている。大事な物が後妻業もどきに引つかかってしまった…。

相続に詳しいアイナ

ン・シャルブランナードによ

う。「お金が給む相続は簡

潔ではないことが多い

く、採めそうな人はどう申

めに対策をするに越した

ことはありません。ワタ

スに思えるが、法律的な

知識など学ぶことは非常

に多いのです」

四つのケースから行動

を相続対策を見ていくま

で協力してほしいと頼

れた。見せられた遺言分割の

提案書によると、母親の

保有する財産は自己の評

価額約1億3千万円。そのう

ちAさんは受取人に指定

したのは5000万円の同

債だけで、他はすべて50

代の弟が引き継ぐことに

なっていた。

弟はいわゆる中年二ト

で協力してほしいと頼

られた。親のコネで就職し

ても長続きせず、40歳こ

ろからもうもう仕事はい

い」と父亲に憤り、親

のお金で「お尻」通

じを続けてきた。父親は

何を生じたかが、馬

鹿の年に念仏。しかし、母

親はそんな弟を溺愛して

きた。

「お母さまは自分で方

さんがどうやって暮らし

する遺産を相続しても、だ

まし取られたり、浪費し

てしまったりするリスク

がある。Aさんは母親に

多額の財産でなく、財

産を行ふ力を教えるのが

本心の優しさじやない

の?』と意見しておけ

ていかれるのが、大変心

配をされている』という

## 司馬遼太郎の戦国

明智光秀の時代／渕岸 安野光雅さん

好評発売中 定価1078円(税込) 朝日新聞出版

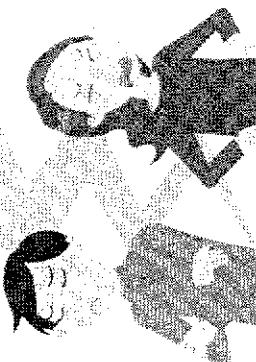
だちに約束を反故にされかねず、リスクが高い。P Bさんのケースなら「N P Oに全財産を交付する」という遺言書を書き、その中で弁護士など信頼できる理行執行者を指定しておくのが望ましい。

ただし、遺言書があつても、相続人がN P Oに対して遺贈分を請求したり、「遺言は故人の遺志と異なる」として遺言書

の無効の中止立てをしておりする可能性もある。P Bさんの場合は相続人が姓なので、遺贈分の請求権はない。無効の中止立てをされないためには、正証書遺言（公証人が作成し、公証役場で保存される遺言）にして、さらに認知機能に問題がないという医師の診断書を取つておくといい。

ケース3  
艶福家の父には愛人や婚外子？

都内在住のパート女性Cさん（40代）の父親は、



10年ほど前まで飲食店を経営していて羽振りが良かった。ただ、以前から自宅には寄り付かず、80後半になると今も20歳近く年下の愛人と別宅で同居中だ。自宅には70代の母親が一人で暮らしている。父親は別宅のほかにも賃貸物件を保有し、株式投資で数千万円を動かしていると話していたことがあり、Cさんは、父親の総資産は恐らく数億円

に上るのではないかと見ている。Cさんは50代の専業主婦の娘がいるが、Cさん一家も姉一家もコロナ禍で大幅に収入が減り、さらにこれから子どもの教育費もかかることから、縁の寺の父親の財産でも「もらえるものはもらいたい」のが本音という。

それだけに気になるのが、愛人や婚外子の存在だ。父親が婚外子を認めたという話は聞いていない。しかし、母親によると、「以前愛人だった女性が幼児を連れているのを見かけたことがある」という。

家族の感情としては、

愛人や婚外子には父親の

遺産をビターに渡さなく

ない。父親、姉、Cさん

ががこのときに父親の

遺産をきっちり受け継ぐ

ために、今からどんな対策が可能なのか。

「仮に父親が亡くなっ

たり、認知機能が低下した

りするようなことがあります。Cさんは、Cさんたち法律上の専業主婦の娘がいるが、Cさん一家も姉一家もコロナ禍で大幅に収入が減り、さらにこれから子どもの教育費もかかる

ことから、縁の寺の父親の財産でも「もらえるものはもらいたい」のが本音とい

う。

逆に父親のほうは家

族に黙って愛人に生前贈

与をすることも、遺言書

を書いて財産を残すこと

もできてしまう。

Cさんや母親が相続に

ついての希望を伝えても、それを了解するかどうかは父親次第。前にアドバイスする。

ケース4  
70代の叔父が後妻業の餌食に？

首都圏在住の男性会社員Dさん（50代）は、一人

の息子で、17歳離いの母方の叔父を見のように慕つてきました。Dさんが中学生のころに母親を亡くしたこともあり、叔父はりさんの受験や就職に際してもあれこれと世話を焼いてくれた。

Dさんはそんな叔父に恩義を感じ、自身の叔父が心臓病で入院したときに付き添つたり、入居し

てお前に財産を受け取ってほしい」と話していた。叔父は大手企業の係谷社で役員まで上り詰めており、1億円近い蓄えがあるようだ。

5年前、その叔父から「結婚したい相手ができる」と60代の女性を紹介された。夫を亡くし飲食

店で働いていたその女性は明るい性格で、初対面の印象は悪くなかった。

女性には社会人の息子がおり、婚歴は出さず事実婚の形を取ることにした

たと聞かされた。

女性に不信感を抱くようになったのは、叔父を

残して習い事や旅行に出かけることが多く、冗談交じりに「この人（叔父）

は叔のお財布だから」と話すの耳にしてからだ。叔父は昨年から車椅子生活になってしまったが、その後、女性から正式な結婚と息子との養子縁組を求めるようになった。

橋さんは、「この女性は悪質。Dさんは叔父に對して『叔父さんのことをお財布だと言つてたよ』としつかり教えてあげたほうがいい」と話す。

その上で、結婚や女性の息子との養子縁組は問題にならぬべきと助言する。

「結婚しないままなら、自身で親もない叔父の相続人は姉のひとり息子であるDさんだけとなり、Dさんが叔父の全財産を相続する形になる。叔父が女性にも少しお金を残したいと言つうのなら、例えは、財産の8割程度を女性に相続させるという遺言書を準備しておく手もある」ライター：森田勝子

生前贈与の仕組みが変わる？  
相続税と贈与税は見直しへ

昨年12月に公開された与党の「令和4年度税制改正大綱」では相続税と贈与税の見直しに関する具体策は示されず、議論は先送りされた格好になつていています。

議論の行方や今後の相続対策について、タクトコンサルティング情報企画部部長で、税理士の山崎信義さんに聞いた。

予想される改正案は大きく二つあるという。一つは現行制度で2種類ある贈与税の課税方法（①累進課税制度と②相続特

00万円までの生前贈与を非課税とし相続发生時に相続税の計算に取り込む）まとめて贈与。

背景には、高齢層が、こうした制度を利用して本業よりも低い税率で財産の移転を行うことを不公平とする考え方がある。

前の一定期間に贈与されれた財産を相続税の課税対象とする、いわゆる「持ち戻し」の期間を拡大するものだ。現行の3年という持ち戻しの期間は、歐米諸国に比べてかなり短い。

られる令和4年度税制改正大綱に盛り込まれたとしている間が置かれることになる（川崎さん）。

こうした改正を踏まえ、今後はどんな相続対策が有効になるのか。

「生前贈与の税制上のメリットは確実に減る。さらには一度に大きな額を贈与することもらつたばうが無駄遣いするかも知れず、子どもや孫が本当に必要な資金を贈与する」ことがポイントになる（同）。

例えば、教育、結婚、子育て、住宅取得資金としてまとまった金額を渡す場合、条件を満たせば、教育資金は1500万円、結婚・子育て資金は1千

万円、住宅取得資金は今まで期限後には廃止され、3月末・住宅取得資金は3月末・子育てが2023年3月末より、期限後には廃止されおり、期限後には廃止されや、相続でも内容改悪の可能性がある。

また、子どもや孫に対して必要なつど、生活費や教育費を渡す分には贈与税はかかるない。子ども一家がコロナ禍で生活が苦しいといふなら、財産の先渡しとして毎月生活費を援助するのも一つの方法だ。

ただし、子どもが親から受け取ったお金を緊急資金用に貯蓄したりするなど、その貯蓄に対して課税される可能性があるのを気付けて耐震・